



## 令和4年度調理師試験の 実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和4年度調理師試験を次のとおり実施します。

### ▼試験日時

令和4年8月25日（木）

午後1時30分から午後4時まで

### ▼試験地

旭川市（試験会場は受験票により通知）

### ▼試験科目及び試験方法

食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論  
についての筆記試験

### ▼受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設又は飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業に掲げる営業において令和4年5月20日（金）までに2年以上調理の業務に従事した者。

### ▼受験願書受付期間

令和4年5月9日（月）から令和4年5月20日（金）までに最寄りの

保健所に提出してください。

### ▼提出書類

- (1) 調理師試験受験願書 1部
- (2) 調理師試験受験者整理カード 1部
- (3) 調理師試験入力通知書 1部

### ▼受験手数料

6,900円に相当する額面の北海道収入証紙

### ▼合格発表

令和4年10月14日（金）

※受験案内の配付は、保健所で行います。

※詳しくは、名寄保健所企画総務課企画係までお問い合わせください。

### ◇お問い合わせ先

名寄保健所企画総務課企画係  
電話 01654-3-3121

## 消防からお願い

火入れ等を行う際の届出について

火災と紛らわしい煙又は火炎を発生させるおそれのある行為（農業を営む上でやむを得ない野焼きなど）をする場合、十分な準備がなされている場合であっても、住民が火災と間違えて通報し消防隊が出勤するなど、混乱を防ぐため、これらの行為を実施する場合は事前に消防署に届け出が必要です。

電話又は届出様式（火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生させるおそれのある行為の届出書）により、消防署剣淵支署へ届出してください。

なお、野外における廃棄物焼却行為については、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

※様式は消防署剣淵支署の事務所で受け取り又は士別地方消防事務組合のホームページからダウンロードしてください。

※強風時や乾燥注意報・火災警報が発令されている場合は焼却できません。

※消防への届出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

### ▼士別地方消防事務組合ホームページアドレス

<http://shibetsu119.com>

### ▼届出を必要とする行為

この届出は、消防機関が実施状況を把握するため火災予防条例で義務付けられています。

(1) 農業を営むためにやむを得ない野焼きをするような場合

- (2) その他著しく煙、火炎等が出るような作業等をする場合  
（例）どんと焼、キャンプファイヤー等

### ▼火入れにあたっての注意事項

- ① 夜間の火入れは行わないこと。
- ② 飛び火の警戒及び残火処理（完全消火）を確実に行うこと。
- ③ 焼却中は消火器等消火の準備をするとともに、現場を離れないこと。
- ④ 近隣の住民に迷惑のかわからないように行うこと。
- ⑤ 一度に多量の焼却はしないこと。
- ⑥ 煙などが、交通障害のおそれがある場合は、その措置を講ずること。
- ⑦ 気象の変化には、十分に注意し危険と思われるときは速やかに中止すること。

### く業務用の旧規格消火器は交換が必要です

事業所等に設置している業務用消火器は旧規格のままではありませんか。

法令改正により旧規格の消火器は今年から消火器と認められなくなり、早急に交換をお願いします。

消火器の新規格と旧規格の区別

# お知らせ



は白・黄・青の円で示された【適応火災マーク】を確認してください。

適応災害マーク内が文字表示の消火器が旧規格、絵表示の物が新規格の消火器となります。

また、事業所が設置した消火器をはじめとした消防用設備は、半年ごとの点検が必要となりますので、旧規格消火器の交換と合わせて消防設備業者にお問い合わせください。

なお、消防署での点検・交換等は行っておりませんのでご承知願います。

## ◇お問い合わせ

士別地方消防事務組合消防署  
 剣淵支署  
 電話 34-2132  
 FAX 34-3800

## 消防関係各種講習会及び試験

### 【甲種防火管理新規講習】

▼講習日  
 令和4年9月28日(水)  
 令和4年9月29日(木)  
 (2日間日程)

▼講習場所  
 士別市

### ▼申込期間

令和4年8月16日(火)～  
 令和4年8月23日(火)

## ▼申込先(インターネット申込)

一般財団法人日本防火・防災協会  
 ホームページで受け付けています。

## ▼ホームページアドレス

[https://www.bouka-bousai.jp/hp/tec\\_info/fuide\\_procedure.html](https://www.bouka-bousai.jp/hp/tec_info/fuide_procedure.html)

## ◇お問い合わせ先

一般財団法人日本防火・防災協会  
 ホームページでご確認ください。

## 【危険物取扱試験】

### ▼受験申込方法

一般財団法人消防試験研究センター北海道支部から願書を取り寄せ、願書に必要事項を記入及び試験手数料支払証明書を添付し期日までに同センターに申込みしてください。

なお、ホームページから電子申請することも可能です。

詳しくは、ホームページをご確認ください。

## ▼ホームページアドレス

<https://www.syoubo-shiken.or.jp/kikenbutsu/guide.html>

### ▼試験日程等

下記の表をご確認ください。

## ◇お問い合わせ先

一般財団法人消防試験研究センター北海道支部

住所 札幌市中央区北5条

西6丁目2-2

電話 011-205-5371

講習場所	試験日	申込期間(電子)	申込期間(書面)	試験の種類
名寄市	令和4年6月19日(日)	令和4年5月6日(金)～令和4年5月13日(金)	令和4年5月9日(月)～令和4年5月16日(月)	乙・丙種
旭川市	令和4年7月24日(日)	令和4年6月13日(月)～令和4年6月20日(月)	令和4年6月16日(木)～令和4年6月23日(木)	甲・乙・丙種
旭川市	令和4年10月2日(日)	令和4年8月19日(金)～令和4年8月26日(金)	令和4年8月22日(月)～令和4年8月29日(月)	甲・乙・丙種
名寄市				乙・丙種
旭川市	令和5年1月22日(日)	令和4年11月25日(金)～令和4年12月2日(金)	令和4年11月28日(月)～令和4年12月5日(月)	甲・乙・丙種

(児童扶養手当額改定一覧表)

区分	従来の手当額	令和4年4月改定後の手当額
手当本体	全部支給 43,160円 一部支給 43,150円～10,180円	43,070円(▲90円) 43,060円～10,160円(▲90円～▲20円)
第2子加算	全部支給 10,190円 一部支給 10,180円～5,100円	10,170円(▲20円) 10,160円～5,090円(▲20円～▲10円)
第3子以降加算	全部支給 6,110円 一部支給 6,100円～3,060円	6,100円(▲10円) 6,090円～3,050円(▲10円)

## ◇お問い合わせ先

住民課環境生活グループ  
 電話 26-9026

さひ。

令和4年度から児童扶養手当額が0・2%の引き下げとなります。ご不明な点は、お問い合わせください。

児童扶養手当額の変更について



## 士別警察署かわら版

### 山菜採りによる事故の防止

『慣れた山にも隠れた危険が!』

例年、4月に入ると、行者ニンニクやタケノコ等の山菜を求めて入山し、山中で道に迷ったり、沢に転落する事故が発生しています。

慣れた山でも、油断による「危険な落とし穴」があることを忘れず、次の点に注意しましょう。

- ① **行き先を家族に伝えましょう。**  
行き先が分からないと、捜索開始が遅れます。
- ② **無理に山奥に入らないようにしましょう。**  
慣れた山でも、油断は禁物です。自分の体力や体調、天候や時間に合わせた行動をしましょう。

③ **単独での入山は避けましょう。**  
万が一迷ったり、怪我をした場合、一人では救助要請ができません。なるべく、複数で出かけましょう。また、山の中では、絶えず声をかけ合いながら、お互いの位置を確認しましょう。

- ④ **目立つ色の服装で入山しましょう。**  
万が一遭難した場合、ヘリコプターが上空から救助に向かう場合もあります。

上空からは、赤色や白色系の服装が目立ち、発見されやすくなります。

- ⑤ **携帯電話やホイッスルを持ちましょう。**  
携帯電話があれば、非常時の連絡手段として、助けを求めることができます。

また、ホイッスルがあると、周囲に自分の存在を知らせることができます。

### ◇お問い合わせ先

士別警察署  
電話 23-0110

### 厚生労働省からのお知らせ

#### 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況を見ると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人

を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ① 就労が認められる在留資格があること。
- ② 雇い入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと。

- ③ 労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと。

なお、厚生労働省では労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人労働者を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

また、お問い合わせにつきましては、お近くのハローワーク又は労働基準監督署までお願いいたします。

### ◇お問い合わせ先

ハローワーク士別  
電話 23-3138  
名寄労働基準監督署  
電話 01654-2-3186

催いたします。生活や仕事に関わることであれば、なんでもご相談ください。

相談を希望される方は、開催日の前日までにお申し込みください。

### ▼日時

令和4年4月19日(火)  
令和4年5月17日(火)

- ① 午前10時～午前10時50分
- ② 午前11時～午前11時50分

### ▼場所

ふれあい健康センター

### ▼談対象者

生活・仕事についてお悩みの方。

### ▼申込期日

開催日の前日午後3時までに電話、メール又はファックスで予約してください。

### ▼相談料

無料

### ◇お問い合わせ・予約先

かみかわ生活あんしんセンター  
住所 旭川市豊岡1条2丁目  
1-16  
電話 0166-38-8800  
FAX 0166-33-0021

### 【メールアドレス】

anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

jp

### 「生活・仕事相談会」の

#### 開催について

生活や仕事のことでお困りの方を対象に「生活・仕事相談会」を開